

平成 27 年度における温室効果ガス等の排出の削減に  
配慮した契約の締結実績の概要

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成 19 年法律第 56 号。以下「環境配慮契約法」という。）第 8 条第 1 項の規定に基づき、平成 27 年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結実績の概要を取りまとめたので、公表する。

1. 平成 27 年度の取組

「環境配慮契約法」及び「国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針（平成 19 年 12 月 7 日閣議決定。以下「基本方針」という。）」に基づき、可能なものから温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約（以下「環境配慮契約」という。）の締結に努めた。

2. 環境配慮契約の締結状況

基本方針で環境配慮契約の具体的な方法が定められている①電気の供給、②自動車の購入及び賃貸借、③船舶の調達、④省エネルギー改修事業（ESCO 事業）、⑤建築物の建築又は大規模な改修に係る設計業務、⑥産業廃棄物の処理について環境配慮契約の締結状況は以下のとおりであった。

- 1) ①電気の供給については、平成 24 年度中に環境配慮契約を締結しており、平成 27 年度は本契約期間が継続中である（契約期間：平成 25 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで）。
- 2) ②自動車の購入及び賃貸借については、契約締結の実績はなかった。
- 3) ③船舶の調達については、契約締結の実績はなかった。
- 4) ④省エネルギー改修事業（ESCO 事業）については、平成 22 年度中に環境配慮契約を締結しており、現在、この契約に伴う事業期間が継続中である（事業期間：平成 23 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日まで）。
- 5) ⑤建築物の建築又は大規模な改修に係る設計業務については、契約締結の実績はなかった。
- 6) ⑥産業廃棄物の処理については、平成 24 年度中に環境配慮契約を締結しており、平成 27 年度は本契約期間が継続中である（契約期間：平成 25 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで）。